9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和８年６月５日
11	発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額 $\dfrac{100+\text{表面利率}\times\text{残存年数}}{1+\left(\dfrac{\text{第17号に規定する利回り}+\text{募入利回り格差}}{100}\right)\times\text{残存年数}}$
12	利率	（別表のとおり）
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
14	利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額$\times\dfrac{\text{各発行対象国債の利率}}{100}\times\dfrac{1}{2}$
15	償還期限	（別表のとおり）
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回は、令和８年６月４日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18	元利金支払場所	日本銀行
19	入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20	払込期日	令和８年６月５日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（30年）（第29回）	2.4％	令和20年９月20日	84,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第30回）	2.3％	令和21年３月20日	28,600,000,000円
利付国庫債券（30年）（第62回）	0.5％	令和31年３月20日	11,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第63回）	0.4％	令和31年６月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第64回）	0.4％	令和31年９月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第66回）	0.4％	令和32年３月20日	1,200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第67回）	0.6％	令和32年６月20日	2,100,000,000円
利付国庫債券（30年）（第75回）	1.3％	令和34年６月20日	7,800,000,000円
利付国庫債券（40年）（第１回）	2.4％	令和30年３月20日	1,900,000,000円
利付国庫債券（40年）（第４回）	2.2％	令和33年３月20日	18,700,000,000円
利付国庫債券（40年）（第５回）	2.0％	令和34年３月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券（40年）（第６回）	1.9％	令和35年３月20日	4,200,000,000円
利付国庫債券（40年）（第７回）	1.7％	令和36年３月20日	3,200,000,000円
利付国庫債券（40年）（第８回）	1.4％	令和37年３月20日	2,400,000,000円
利付国庫債券（40年）（第９回）	0.4％	令和38年３月20日	11,700,000,000円
利付国庫債券（40年）（第12回）	0.5％	令和41年３月20日	16,300,000,000円
利付国庫債券（40年）（第13回）	0.5％	令和42年３月20日	21,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第14回）	0.7％	令和43年３月20日	3,600,000,000円
利付国庫債券（40年）（第15回）	1.0％	令和44年３月20日	400,000,000円
利付国庫債券（40年）（第16回）	1.3％	令和45年３月20日	19,500,000,000円
利付国庫債券（40年）（第18回）	3.1％	令和47年３月20日	3,400,000,000円

○財務省告示第百九十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和八年六月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年七月九日　　財務大臣　片山さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（２年）（第484回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第１項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で12,527,750,000円
6	払込金額	12,535,266,650円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和８年６月９日
10	発行価格	額面金額100円につき100円６銭
11	利率	年1.4％
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 額面金額の総額$\times\dfrac{1.4}{100}\times\dfrac{39}{365}$
13	初期利子	令和８年11月１日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）。 額面金額$\times\dfrac{1.4}{100}\times\dfrac{1}{2}$